



<減税額のモデルケース>

○給与所得者（夫婦・子2人の世帯）

収入額	減税前の市民税額	減税後の市民税額	減税額
250万円	0円	0円	0円
270万円	3,500円	3,300円	200円
300万円	16,700円	15,400円	1,300円
500万円	91,100円	86,100円	5,000円
700万円	178,400円	169,300円	9,100円
1,000万円	320,600円	304,400円	16,200円

○給与所得者（単身世帯）

収入額	減税前の市民税額	減税後の市民税額	減税額
100万円	0円	0円	0円
115万円	3,500円	3,300円	200円
300万円	70,400円	66,700円	3,700円
500万円	144,800円	137,400円	7,400円
700万円	225,200円	213,800円	11,400円
1,000万円	367,400円	348,900円	18,500円

○年金所得者（65歳以上の夫婦世帯）

収入額	減税前の市民税額	減税後の市民税額	減税額
200万円	0円	0円	0円
220万円	3,500円	3,300円	200円
250万円	31,400円	29,600円	1,800円
300万円	59,300円	56,100円	3,200円
350万円	84,300円	79,900円	4,400円

○年金所得者（65歳以上の単身世帯）

収入額	減税前の市民税額	減税後の市民税額	減税額
150万円	0円	0円	0円
157万円	3,500円	3,300円	200円
200万円	25,800円	24,400円	1,400円
250万円	53,700円	50,900円	2,800円
300万円	81,600円	77,400円	4,200円
350万円	106,700円	101,300円	5,400円

注1 夫婦のうち1人が、もう1人に扶養されているもの（控除対象配偶者）として試算

注2 子2人のうち1人が19歳以上23歳未満、1人が16歳未満として試算

注3 一定の社会保険料が控除されるものとして試算

<市民税5%減税の概要について>

○減税の方式

区 分		減 税 前	減 税 後
個 人 市民税	均等割	3,500円	3,300円
	所得割	6%	5.7%
法 人 市民税	均等割	5万円～300万円	4万7,500円～285万円
	法人税割	12.1% (資本金1億円以下かつ法人税額 2,500万円以下の法人は、 9.7%)	11.495% (資本金1億円以下かつ法人税額 2,500万円以下の法人は、 9.215%)

○減税の規模

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
個人市民税	69億円	79億円	79億円	82億円	83億円	85億円
法人市民税	14億円	32億円	37億円	35億円	34億円	32億円
合 計	83億円	111億円	116億円	117億円	117億円	117億円

(注) 平成27年度までは決算額、平成28年度及び平成29年度は予算額となります。

問1 名古屋市が市民税について5%減税を実施していることを知っていますか。(○は1つだけ)

- 1 知っている
- 2 知らない

問2 あなたは、名古屋市で平成29年度分の個人市民税が課税されていますか。

(○は1つだけ)

- 1 課税されている
- 2 課税されていないが、家族の中に名古屋市で個人市民税が課税されている者がおり、自身はその扶養家族となっている
- 3 課税されておらず、扶養家族にもなっていない
- 4 わからない

⇒【問7へ】

→<<問2で1または2と答えた方(課税されている方または扶養家族になっている方)におたずねします。>>

問3 あなたの(課税されている方の)減税額はいくらでしたか。(○は1つだけ)

- 1 1千円以下
- 2 1千円超5千円以下
- 3 5千円超1万円以下
- 4 1万円超1万5千円以下
- 5 1万5千円超3万円以下
- 6 3万円超
- 7 わからない



## 法人を対象としたアンケート調査について（案）

## 1 実施方法

- ・ 調査票の発送、回収、集計は委託により実施
- ・ 業種別、規模別に無作為抽出した市内2,000社に調査票を送付

## 2 実施時期（予定）

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 調査票の発送 | 平成29年7月初旬  |
| (2) 回答期限   | 平成29年7月下旬  |
| (3) 集計作業   | 平成29年8月～9月 |

## 3 調査票（案）

別紙のとおり

アンケート調査票

<市民税5%減税の概要について>

○減税の方式

区 分		減 税 前	減 税 後
個 人 市民税	均等割	3,500円	3,300円
	所得割	6%	5.7%
法 人 市民税	均等割	5万円～300万円	4万7,500円～285万円
	法人税割	12.1% 〔資本金1億円以下かつ法人税額 2,500万円以下の法人は、 9.7%〕	11.495% 〔資本金1億円以下かつ法人税額 2,500万円以下の法人は、 9.215%〕

○減税の規模

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
個人市民税	69億円	79億円	79億円	82億円	83億円	85億円
法人市民税	14億円	32億円	37億円	35億円	34億円	32億円
合 計	83億円	111億円	116億円	117億円	117億円	117億円

(注) 平成27年度までは決算額、平成28年度及び平成29年度は予算額となります。

以下の設問について該当するものに○印をつけるか、具体的な内容をご記入ください。

**問1** 名古屋市が法人の市民税について5%減税を実施していることを知っていますか。(○は1つだけ)

- ( ) 1. 知っている
- ( ) 2. 知らない

**問2** 貴社の法人市民税の課税状況は、次のどれに該当しますか。すでに終了した直近の事業年度についてお答えください。(○は1つだけ)

- ( ) 1. 均等割のみ申告納付する義務があった
- ( ) 2. 均等割と法人税割の両方を納付する義務があった
- ( ) 3. 直近の事業年度は本市に事務所等が所在しておらず、申告義務がなかった
- ( ) 4. 新規設立法人で事業年度がまだ終了していないため、申告義務がなかった
- ( ) 5. わからない

問2で「1」～「2」を選択された方にお伺いします。

**問3** 市民税5%減税による貴社の法人市民税の減税額(直近の事業年度分)はいくらですか。(○は1つだけ)

- ( ) 1. 2千5百円以下
- ( ) 2. 2千5百円超5千円以下
- ( ) 3. 5千円超1万円以下
- ( ) 4. 1万円超3万円以下
- ( ) 5. 3万円超5万円以下
- ( ) 6. 5万円超
- ( ) 7. わからない

問 4

問 2 で「1」～「2」を選択された方にお伺いします。

貴社は市民税 5%減税相当額をどのように活用しましたか。(○はいくつでも)

- 1. 経常的な支払い
- 2. 内部留保
- 3. 従業員等の給与増や雇用の拡大
- 4. 製品・サービス価格の引下げ
- 5. 借入金の返済
- 6. 寄附
- 7. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 8. わからない

問 5

問 4 で「6」を選択された方にお伺いします。

寄附先はどこですか。(○は1つだけ)

- 1. NPO法人
- 2. 名古屋市
- 3. 国または名古屋市以外の地方公共団体
- 4. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 5. まだ決めていない

問 6

市民税 5%減税について、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

本調査票を返信用封筒に入れ、月 日 ( ) までにポストに投函してください。

今後のスケジュール(予定)

資料7

		平成 29 年											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
減 税 P T			第1回 ● ・市民税5%減税の検証について				第2回 ● ・検証作業の進捗状況について ・個人を対象としたアンケート調査の結果について			第3回 ● ・市民税5%減税検証報告書(案)について			
計量モデルに基づくシミュレーション分析					計量モデルの再構築・データ分析等								
個人アンケート(市政アンケート)				調査準備	調査		結果集計 公表						
法人アンケート			調査準備		調査		結果集計						



## 市民税 5 % 減税検証プロジェクトチーム設置要綱

## (目的及び設置)

第 1 条 市民税 5 % 減税について、名古屋市市民税減税条例（平成 23 年名古屋市条例第 48 号）第 1 条に規定する目的を踏まえ、検証するため、市民税 5 % 減税検証プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 減税の検証に関すること
- (2) その他必要と認めること

## (組織)

第 3 条 プロジェクトチームは、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 プロジェクトチームに座長及び副座長を置き、座長は財政局主管副市長とし、副座長は総務局長及び財政局長とする。
- 3 座長は、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐する。
- 5 座長に事故がある場合には、副座長のうちからあらかじめ座長が指定する者がその職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 プロジェクトチームの会議は、必要の都度、座長が招集する。

- 2 プロジェクトチームの会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 前項の委員以外の者が会議に出席できないときは、文書の提出その他の方法により意見を聞くことができる。

## (公開)

第 5 条 プロジェクトチームの会議については公開とする。ただし、座長が必要があると認める場合については非公開とする。

(謝金)

第6条 第4条第2項又は第3項の規定により意見を聞いた者の謝金は、日額12,600円とする。ただし、名古屋市職員の身分を有する者に対しては、謝金を支払わないものとする。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、財政局財政部財政課及び税務部税制課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

別表

財政局主管副市長
總務局長
財政局長
財政局稅務監
總務局行政改革推進部長
總務局職員部長
財政局財政部長
財政局稅務部長